

議案第 131 号「飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について」に対する附帯決議（案）

記

- 1 第3条に定める「年齢」については、消防団活動に協力いただける団員確保の目的のために、あくまで所属可能年齢として運用すること。
- 2 第2条第1項に定める「定員 839 人」に対しての実団員の状況等を検証すると共に、同条第2項第3項に定める「基本団員」、「支援団員」、及び第8条に定める「休団」制度を含め、消防団活動がより運用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

令和 7 年 12 月 16 日

提出者 飯田市議会総務委員会
副委員長 市瀬 芳明